



令和3年3月18日

担当課	行政経営課
担当者	田中・成瀬
電話	(073) 435-1151
内線	2484

## ハンコレス推進中！

～ 令和3年4月1日から新たに510種類を廃止します ～

### ○ 押印手続きの見直しについて

市民や事業者の方々が申請等の手続きをより簡単に行えるよう、行政手続きの簡素化、業務の効率化を目指して、押印の見直しを行っています。

市民・事業者向けの押印を要する **510種類**の手続きについて、  
令和3年 **4月1日付で廃止します**。すでに廃止済の890種類  
の手続きに加えますと、あわせて **1,400種類**の押印手続きの**廃止**となります。

### 【 令和3年4月1日から押印廃止となる主な手続き 】

- ・ こども医療費受給資格認定申請書兼受給資格証交付申請書（こども家庭課）
  - ・ 生活保護法による保護申請書（生活支援第1課、生活支援第2課）
  - ・ 補装具費助成金支給申請書（障害者支援課）
- など

### 【 すでに廃止済の主な手続き 】

- ・ 納付済額確認書交付申請書（国保年金課）
  - ・ 児童手当・特別給付に係る認定請求書（こども家庭課）
  - ・ 地域生活支援給付支給申請書（障害者支援課）
- など

※ 残りの押印を要する手続き4,349種類のうち1,707種類についても、廃止の方向で検討していきます。

※ 押印廃止できない手続きには、国や県の法令等に基づくものが854種類ありますが、今後の通知や指針に基づき適宜対応していきます。またこれ以外にも、各種許可書や請求書、契約書などがあり、本人確認や偽造防止等の観点から引き続き押印を要するとしています。